

保護者のみなさまへ

呉市教育委員会

令和3年度 特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ

呉市では、呉市立の小・中学校の特別支援学級などに就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、就学奨励を図るため、学用品などの経費の一部の援助を行っています。

1 対象者

生活保護又は就学援助を受けていない方で、次のいずれかに該当する保護者

- ① 小・中学校の特別支援学級に在籍または通級している児童・生徒の保護者
- ② 呉市立の小・中学校の通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3（特別支援学の入学基準）に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者
- ③ 通級指導教室に通う児童（ただし、通学費のみの支給）の保護者

2 認定のための算定基準

世帯の所得額と、生活保護基準需要額の割合で補助する経費を決定します。

算定基準	支給する経費
世帯の所得額が需要額の2.5倍未満	全ての費目
世帯の所得額が需要額の2.5倍以上	交流学习費、職場実習交通費、通学費

※世帯の所得額とは児童生徒と生計を同一にする方全員を指します。

※算定にあたり、市民税・県民税特別徴収税額通知書等の所得及び社会保険料のわかる書類を提出していただきます。

3 支給内容（支給額は変更する場合があります）

(年額：円)

費目	区分	金額(円)	備考	
学用品費 通学用品費	小学校	第1学年	5,815	購入実績に応じて 実費の半額 を支給します。(左の額は上限額です。)申請の際、購入したことを確認するため 領収書・レシート等の提出が必要 となりますので大切に保管しておいてください。
		他の学年	6,950	
	中学校	第1学年	11,365	
		他の学年	12,500	
新入学学用品費 通学用品費	小学校第1学年	25,530		
	中学校第1学年	30,000		
修学旅行費	小・中学校	実費の半額	限度額有	
校外活動費 (泊を伴わないもの)	小学校	800		
	中学校	1,155		
校外活動費 (泊を伴うもの)	小・中学校	実費の半額	限度額有	
学校給食費	小・中学校	実費の半額		
交流学习費	小・中学校	実費額	所得額が需要額の2.5以上の場合は1/2	
職場実習交通費	中学校	実費額	所得額が需要額の2.5以上の場合は1/2	
通学費	小・中学校	実費額	所得額が需要額の2.5以上の場合は1/2	

4 手続きについて

申請の時期については、6月に別途学校を通じてご案内します。

申請書類は通学している学校からお渡しします。必要事項を記入して、学校へ提出してください。学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する方については、申請書類の他に添付書類が必要となりますので、学校で書類を受け取り、医療機関に診断書等の作成を依頼してください。

普通学級に就学する児童生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当するもの

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

5 留意事項

- (1) 新入学学用品費の支給は、4月から認定された新1年生に限ります。
また、新入学学用品費は、令和3年1月から入学式前日までに購入したものが対象です。
(ランドセル及び制服については、令和3年1月以前に購入したのも対象とします。)
- (2) 学用品費及び通学用品費は、令和3年4月から令和4年1月末までに購入したものが対象となります。
- (3) 学用品費、通学用品費、新入学学用品費の支給を受けるには、購入したことが分かる書類(領収書・レシート等)の提出が必要となりますので、学校から案内があるまで保管しておいてください。購入の確認ができない場合は支給できません。

- ・実店舗で購入した場合(現金払い、クレジット一括払い、電子マネーでの支払い)
領収書又はレシート(氏名、購入日、購入品目、金額の記載があるもの)
- ・インターネットで購入した場合
支払いが分かる書類及び納品書(氏名、購入日、購入品目、金額の記載があるもの)

- (4) 学期途中で市外に転出した場合は、費用の一部又は全額を返納していただく場合があります。
- (5) 修学旅行費及び校外活動費は、それぞれ限度額があり、支給対象とならない経費があります。

～お問い合わせ～

制度の詳細については、お子様が在学する学校又は
呉市教育委員会学校教育課へご連絡ください。

呉市教育委員会学校教育課
☎0823-25-3453